

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主 行動計画

社員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年12月1日～令和10年11月30日までの5年間

2. 内容

目標1：育児休業を取得予定の社員及び育児休業から復職した社員に対するメンター制度を導入する。

<対策>

- 令和5年12月～ 社員へのアンケート調査、検討開始
- 令和6年4月～ 運用ルールの検討、メンター選定
- 令和6年12月～ 運用ルールの決定、メンター研修の実施
制度導入、社内報などによる社員への周知

目標2：所定外労働の削減の為、月に1度「ノー残業デー」を導入する。

<対策>

- 令和5年12月～ 所定外労働の現状を把握
- 令和6年4月～ 制度内容の検討
- 令和6年12月～ ノー残業デーの実施